

捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会  
第8回会議（平成22年10月8日開催）議事要旨

第1 議題

ヒアリング、講演等

第2 議事要旨

1 国家公安委員会委員長あいさつ

岡崎国家公安委員会委員長から、前大臣の方針をしっかりと引き継ぎ、委員に十分な御議論をいただいた上で、将来を正しく見据えた結論を得たい旨のあいさつがあった。

2 渡辺昭一氏（(財)社会安全研究財団研究主幹）からのヒアリング

(1) 発表の概要

科学警察研究所勤務当時に行った取調べに関する調査研究について発表。

被疑者に対するアンケート調査の結果、否認中の被疑者の多くは恐怖・不安の状態にあり、殺人犯は「家族等に対する不安・心配」を、窃盗犯は「法的制裁の恐れ」を抱いている者が多かった。

自白の促進要因として重要なものは、「捜査情報に基づく説得」よりも、被疑者を理解して話を聞いてやるなどのことにより示される「共感的理解」である。「共感的理解」とは、相手の言い分や心情を相手の立場に即して聴くことにより、相手の感情・要求・悩み等を理解することをいう。

自白に至る動機として、殺人犯の場合、罪の意識や悔悟の念等の内発的動機が最も多い。これは自分の犯した犯罪への良心の呵責が強いためと考えられる。

現状で、欧米の取調べ手法を参考にして、日本に合った手法を確立していくことは重要であるが、そのまま採り入れようとしても、日本と法制度や文化的状況が違うので必ずしもうまくいくとは限らないと思う。

(2) 質疑応答の概要（ が委員からの質問事項、 が回答）

司法取引等を導入したら、自白が増えると思うか。

英国で導入されているような捜査面接の手法を採ると、自白率は下がると思う。英国・米国等、取調べの可視化を実施している国では、他に強力な捜査手法を導入してそれを補っているのではないかという印象を持っている。

意思疎通を図るためのラポールの形成は、可視化された状態でも可能か。

ラポールとは、話しやすい環境を作る、意思の疎通を図るというものであり、それは可視化された状態でも可能だと思う。一方、自白を促すのに必要な信頼関係は、取調べの過程でもっと長時間かけて形成されるものである。

3 キャサリン・スミス氏（オーストラリア連邦法務省法務次官補）の講演

(1) 講演の概要

オーストラリアにおいては、通信傍受、監視装置による会話傍受、身分偽装による潜入捜査等の捜査手法を重大犯罪の捜査に活用している。

通信傍受はオーストラリアで最も強力な捜査手法である。日本の現状とあまりに異なることに驚かれるかもしれないが、2008年度においては、通信傍受令状の発付は3,220件であり、傍受が証拠として使われ、2,109件の有罪判決を得ている。通信傍受の成功率は高く、重罪では、傍受の結果、有罪になったケースが多い。

通信傍受等の捜査手法の活用と、プライバシーの保護や議会等に対する説明責任を果たすことにはバランスが重要だと考えている。

オーストラリアの取調べは、非常に短い時間（4時間以内）で行われ、自白が得られるのはまれである。しかし、通信傍受等の捜査で徹底的に証拠を収集するので、自白を得られなくとも捜査上の困難は少ない。

取調べの録音・録画は幅広く行われている。例えば、ニューサウスウェールズ州では、法律で、取調べ過程が記録されていなければ、自認は証拠とし

て認められないとしている。ただし、同州の法律で記録が義務付けられているのは重罪のみである。

取調べの録音・録画の利点として、自白が被疑者の態度によって裏付けられるようになったこと、防御側がいたずらにえん罪を主張できなくなった結果、有罪答弁が増加したことが挙げられる。

(2) 質疑応答の概要（ が委員からの質問事項、 が回答）

録音・録画制度が導入された背景は何か。えん罪や不祥事があったと聞く。

供述証拠の採用について法廷で争われる事案があり、審理が進まなかったことから、裁判官等が録音・録画を求めた。

通信傍受等の強力な捜査手法に対する国民の反応はどうか。プライバシーの侵害等の批判や抵抗はないのか。

オーストラリアの法律は、プライバシー保護と議会への説明責任について適切に配慮するとともに、情報の活用方法を定めることで、国民にそれら捜査手法が必要であり、また、適切に活用されるものであることを理解してもらおう一助となっている。

オーストラリアにおいて取調べの録音・録画制度を導入する際、同時に、通信傍受の拡大等、新たな捜査手法を導入したのか。

オーストラリアではまず通信傍受の環境が整備された。その後、裁判官等の求めに応じて、取調べの録音・録画が単体で導入された。

取調べの録音・録画が行われてから有罪答弁が増加したとのことだが、録音・録画が有罪答弁をするインセンティブになっているということか。

有罪答弁のインセンティブは証拠である。証拠があると有罪答弁をするということである。

録音・録画された、取調べの際の態度は、実質証拠にならないと聞いたこともあるのだが、どうか。

被告人の振舞いや態度についてのコメントを含む他の証拠が、訴追を支えるために利用されうるが、それは判事の考え次第である。この点について、明確な法律はない。

録音・録画の利点で、弁護人の戦術が制限されるということだったが、それは、あまりにも正確な記録なので争えなくなるということか。

オーストラリアでは、かつて、弁護士は、取調べには答えないようにと被疑者に助言し、また、自白は強迫により得られたものだと抗弁していたが、録音・録画の導入は、自白を得るために警察により違法な行為がなされたとの主張を防いでいる。

#### 4 説明及び検討

##### (1) 事務局説明

事務局から、海外調査結果の発表の概要、今後の発表のスケジュール等について説明した。

##### (2) 検討

前回会議以降、予想もつかなかった展開があった。捜査過程の不透明さが背景にあり、密室でストーリーを作る捜査手法自体に問題がある。全面可視化の試行を直ちに始め、問題点があればそれを議論していくのが正しい議論の進め方ではないか。

主張されている可視化の目的がはっきりしない。可視化の目的に何をおくかによって、その可視化が必要との議論にもなるし、不要との議論にもなる。また、可視化した場合の代替手段も変わってくる。

可視化には、強引な取調べで自白を強要することを抑制する機能と、事後の検証可能性がある。

とにかく全面可視化を試行して、まずいところがあれば直せばよいというのは、議論もせずに実験を行うことと同じで危険である。可視化の目的等についてここで議論を深めることが重要。

オーストラリアの取調べ時間が4時間以内であることと比較し、日本の勾留期間は長いという感想を持った。可視化のみではなく、勾留制度を含めてドラスティックな変革を考えるべきではないか。

本研究会の議論は、悠長にはできないのではないか。

治安水準を落とすことなく可視化を実現するためにはどうするかということが大臣の諮問である。そのためには、可視化実施国の実態やそれらを持つ捜査手法についての聴取も行い、その上で十分に議論することが必要。

5 その他（次回会議の日程等）

次回会議は、11月5日に開催予定。

なお、次回会議においては、ヒアリングや海外調査結果発表等を行う。